

沖縄海区漁業調整委員会指示 3 第 3 号

伊平屋島及び伊是名島、沖縄島、粟国島、座間味島及び渡嘉敷島、渡名喜島、久米島並びに鳥島水域におけるスジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年3月26日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 金城 明 則

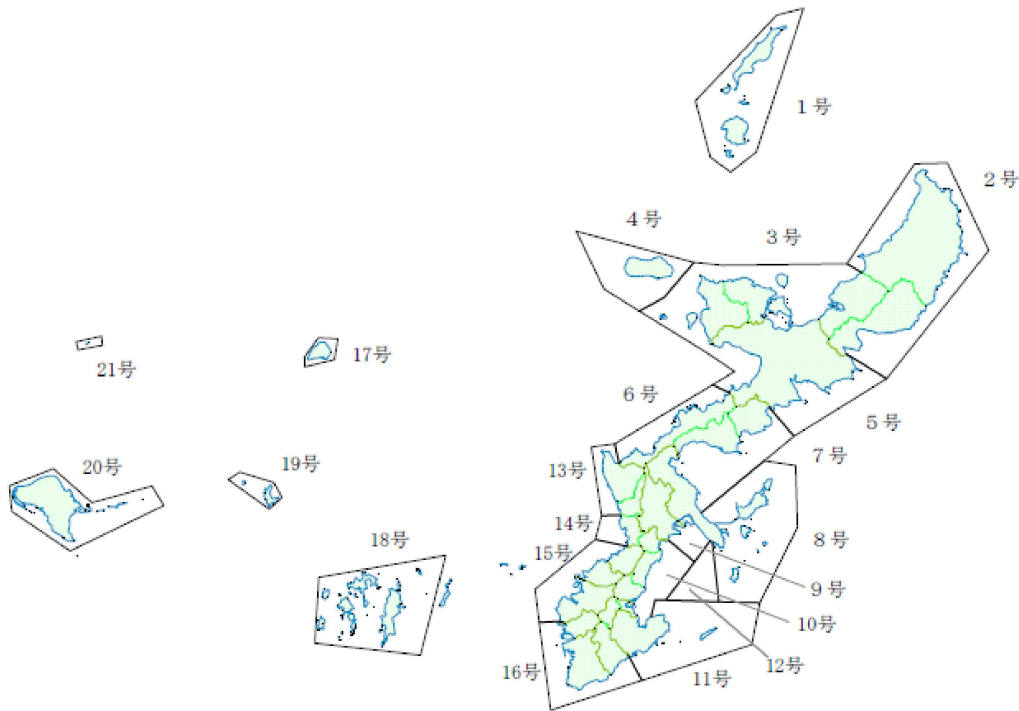
(指示の内容)

第1 平成25年沖縄県告示第340号をもって告示された共同第1号から共同第21号までの漁業の区域（別図参照）において漁業を営むに当たり、全長40センチメートル未満のスジアラ及び全長35センチメートル未満のシロクラベラを採捕してはならない。

(指示の有効期間)

第2 この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

【別図】



前 文（令和4年2月8日沖縄海区漁業調整委員会指示4第1号）
令和4年4月1日から施行する。